

香川県報



号 外

平成 18 年

12月22日(金曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

条 例

- 香川県認定こども園の認定の基準に関する条例
（総務学事課、子育て支援課、教育委員会） 三
- 香川県公告式条例の一部を改正する条例
（法務文書課） 八
- 香川県条例の用字及び用語の整備等に関する条例
（ ） " 九
- 香川県中心市街地における県税の特別措置条例の一部を改正する条例
（税 務 課） 一一
- 香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（青少年・男女共同参画課） 一二
- 香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例
（長寿社会対策課） 一三
- 香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
（医務国保課） 一三
- 香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（県立病院課） 一三
- 香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例の一部を改正する条例
（公安委員会） 一五

本号で公布された条例のあらまし

香川県認定こども園の認定の基準に関する条例（平成十八年香川県条例第六十三号）

1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）において、認定こども園の認定の基準は条例

で定めることとされたことから、当該認定の基準を定めるため、この条例を制定することとした。

2 職員の配置に関する基準、職員の資格等に関する基準、園舎及び保育室等に関する基準、調理室に関する基準、屋外遊戯場に関する基準、教育及び保育の内容に関する基準、職員の資質等の向上に関する基準、子育て支援事業に関する基準並びに管理及び運営等に関する基準を定めることとした。

3 公布の日から施行することとした。

香川県公告式条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第六十四号）

1 県民サービスの向上、経費の削減及び事務の効率化を図るため、県公報の発行方法を原則として電磁的方法による発行とするため所要の改正を行うこととした。

2 規則で定める日から施行することとした。

香川県条例の用字及び用語の整備等に関する条例（平成十八年香川県条例第六十五号）

1 既存の条例について、用字及び用語を整備するとともに、他の公用文書等と統一を図り形式を変更するため、この条例を制定することとした。

2 規則で定める日から施行することとした。

香川県中心市街地における県税の特別措置条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第六十六号）

1 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第五十四号）及び中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第三十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令（平成十八年総務省令第七号）の施行に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 公布の日から施行することとした。

香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例(平成十八年香川県条例第六十七号)

- 1 近年、家庭用ゲーム機の普及に伴い多数のゲームソフトが流通し、中には殺人や暴力などの残虐性が高いシーンが含まれるものもあり、また、わいせつなビデオ、DVD、ゲームソフトなども氾濫し、青少年に悪影響を与えることが危惧されていることから、青少年の福祉を阻害するおそれのある図書等を迅速かつ効率的に有害図書等とするために所要の改正を行うこととした。
- 2 包括指定を行う有害図書等に基だしく粗暴性を助長する等の要件を加え、新たに、図書等の審査を行う団体で、知事の指定を受けたものが、青少年に販売等をし、閲覧させ、又は視聴させることが不相当であると認められた図書等で当該団体が定める方法によりその旨が表示されているものを包括指定の対象として追加することとした。
- 3 知事が団体を指定したときは、その旨及び当該団体が定める表示方法を県報に登載して公示することとした。
- 4 知事が団体を指定しようとするときに、香川県児童福祉審議会等に諮問することとした。
- 5 平成十九年二月一日から施行することとした。

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例(平成十八年香川県条例第六十八号)

- 1 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部改正により、市町に設置される地域包括支援センターにおいて主任介護支援専門員を置くこととされているが、この主任介護支援専門員として従事する職員の研修を県が実施するに当たり、受講者から徴収する手数料の額を定めるため、所要の改正を行うこととした。

2 公布の日から施行することとした。

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年香川県条例第六十九号)

- 1 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部改正により、新たに知事の権限に属することとなる事務のうち、高松市が処理することとする事務を追加するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成十九年一月一日から施行することとした。ただし、一部の規定は公布の日から施行することとした。

香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年香川県条例第七十号)

- 1 病院事業に、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の全部を適用し、病院事業管理者を設置し、及び病院事業管理者の権限に属する事務を処理させるための組織を設置するため並びに香川県立津田病院を廃止し、及び香川県立白鳥病院附属津田診療所を設置するため、所要の改正を行うこととした。

2 平成十九年四月一日から施行することとした。

香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例の一部を改正する条例(平成十八年香川県条例第七十一号)

- 1 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 公布の日から施行することとした。

条 例

香川県認定こども園の認定の基準に関する条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第六十四号

香川県認定こども園の認定の基準に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき、認定こども園の認定の基準について定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が一体的に設置されている認定こども園であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 当該認定こども園を構成する保育所において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を行うに当たり当該認定こども園を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの

ロ 当該認定こども園を構成する保育所に入所していた子どもを引き続き当該認定こども園を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの

二 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する認定こども園をいう。

イ 幼稚園教育要領（学校教育法第七十九条の規定に基づき幼稚園の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。以下同じ。）に従つて編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち児童福祉法（昭和二十二年法律第

百六十四号）第三十九条第一項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行う幼稚園

ロ 幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち、同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成十八年文部科学省令・厚生労働省令第三号）第一条に規定する施設を除く。）をいう。以下同じ。）のそれぞれ用に供される建物等が一体的に設置されている認定こども園であつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 当該認定こども園を構成する認可外保育施設において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を行うに当たり当該認定こども園を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの

(2) 当該認定こども園を構成する認可外保育施設に入所していた子どもを引き続き当該認定こども園を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの

三 保育所型認定こども園 児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、

当該幼児以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十八條各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所である認定こども園をいう。

四 地方裁量型認定こども園 児童福祉法第三十九條第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十八條各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う認可外保育施設である認定こども園をいう。

第三条 法第三條第一項第四号及び同條第二項第三号の条例で定める認定の基準は、別表のとおりとする。

(委任)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第三條関係)

第一 職員の配置

一 次のイからホまでに掲げる子どもの区分に応じ、当該イからホまでに定める基準に従い規則で定めるところにより算定した数以上の保育に従事する職員を置くこと。この場合において、保育に従事する職員の数は、常時二人を下回らないこと。

イ 満一歳に満たない子ども 当該子どもおおむね三人につき一人

ロ 満一歳以上満三歳に満たない子ども 当該子どもおおむね六人につき一人

ハ 幼稚園と同様に一日に四時間程度利用する満三歳以上の子ども (以下「短時間利用児」という。) 当該子どもおおむね二十五人につき一人

ニ 保育所と同様に一日に八時間程度利用する満三歳以上の子ども (以下「長時間利用児」という。)のうち、満四歳に満たない子ども 当該子どもおおむね二十人につき一人

ホ 長時間利用児のうち、満四歳以上の子ども 当該子どもおおむね三十人につき一人

一 短時間利用児及び長時間利用児に共通の四時間程度の利用時間においては、満三歳以上の子どもで学級を編制し、各学級に少なくとも一人の職員(以下「学級担任」という。)を置くこと。この場合において、一学級の子ども数は、知事がやむを得ないと認める場合を除き、三十五人以下とすること。

三 一人の認定こども園の長を置くこと。この場合において、認定こども園の長は、当該認定こども園を構成する幼稚園又は保育所等の長を兼ねることができる。

第二 職員の資格等

一 第一の一の規定により置くものとされる職員のうち満三歳に満たない子どもに対する者は、保育士(児童福祉法第十八條の四に規定する保育士をいう。以下同じ。)であること。

二 第一の一の規定により置くものとされる職員のうち満三歳以上の子どもに対する者は、及び学級担任は、幼稚園教員免許状(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。)又は幼稚園の助教諭の臨時免許状(同法第四項に規定する臨時免許状をいう。)をいう。以下同じ。)を有する者で

あり、かつ、保育士であること。ただし、幼稚園教員免許状を有する者であり、かつ、保育士である者とすることが困難であるときは、幼稚園教員免許状を有し、又は保育士である者とすることができる。

三 一のただし書の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園教員免許状を有する者であること。ただし、保育所型認定子ども園又は地方裁量型認定子ども園においては、学級担任を幼稚園教員免許状を有する者とすることが困難であるときは、保育士であつて、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が幼稚園教員免許状を有する者となるための規則で定める取組を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。

四 一のただし書の規定にかかわらず、長時間利用児の保育に従事する職員は、保育士であること。ただし、幼稚園型認定子ども園又は地方裁量型認定子ども園においては、長時間利用児の保育に従事する職員を保育士である者とすることが困難であるときは、幼稚園教員免許状を有する者であつて、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が保育士となるための規則で定める取組を行っている場合に限り、長時間利用児の保育に従事する職員とすることができる。

五 認定子ども園の長は、当該認定子ども園の教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるための管理及び運営を行う能力を有する者であること。

第三 施設設備（園舎及び保育室等）

一 幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所等については、それぞれの用に供される建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあること。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。

イ 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

ロ 子どもが当該建物等の間を安全に移動できること。

二 園舎（満三歳に満たない子どもを保育を行う場合にあつては、満三歳以上満三歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備及び満二歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備を除く。六において同じ。）の面積は、次の表の上欄に掲げる学級の数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる面積以上であること。

学級の数	一	二以上
面積	百八十平方メートル	百平方メートルに学級の数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えて得た面積

三 既存施設（法第四条第一項の規定による申請の際現に幼稚園又は保育所の用に供されている施設をいう。以下同じ。）のみで構成される幼保連携型認定子ども園又は保育所型認定子ども園において、五及び八に規定する基準（満二歳に満たない子どもの保育を行わない場合にあつては、五に規定する基準）を満たすときは、二に規定する基準を満たすことを要しない。

四 保育室又は遊戯室を設けること。

五 保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の子ども一人につき一・九八平方メートル以上であること。

六 満三歳以上の子どもの教育又は保育の用に供する保育室又は遊戯室の面積については、既存

施設のみで構成される幼児連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園において、園舎の面積が二に規定する基準を満たすときは、五に規定する基準を満たすことを要しない。

七 満二歳に満たない子どもの保育を行う場合には、保育室又は遊戯室のほか、乳児室又はほふく室を設けること。

八 乳児室の面積は満二歳に満たない子ども一人につき、六五平方メートル以上、ほふく室の面積は満二歳に満たない子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。

第四 施設設備（調理室）

一 調理室を設けること。

二 一の規定にかかわらず、幼児連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園においては、次に掲げる要件を満たすときに限り、満三歳以上の子どもに対する食事の提供を当該認定こども園以外の場所において調理し、当該認定こども園に搬入する方法により行うことができる。

イ 子どもの健康状態等に応じた食事の提供に最低限必要な加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。

ロ 当該認定こども園の設置者が当該食事の提供の責任を果たし得る体制であること。

ハ 当該認定こども園又は保健所、市町等に置かれている栄養士（栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第一条第一項に規定する栄養士をいう。）により栄養に関する指導を受けて当該食事の提供を行うこと。

ニ 調理業務を受託する者については、認定こども園における食事の提供の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

ホ 子どもの年齢、発達の段階及び健康状態、アレルギー、必要な栄養素量の給与等に配慮し、子どもに対して提供する食事の内容、回数及び時機に適切に対応することができること。

ヘ 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達に適切な過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育（食育基本法（平成十七年法律第六十三号）に定める食育をいう。）に関する計画を作成し、当該計画に基づき食事を提供すること。

第五 施設設備（屋外遊戯場）

一 屋外遊戯場を設けること。

二 屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たすこと。

イ 満二歳以上の子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。

ロ 次の表の上欄に掲げる学級の数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる面積に、満二歳以上満三歳に満たない子どもについてその規定により算出した面積を加えた面積以上であること。

学級の数	面積
一以下	三十平方メートルに学級の数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積
三以上	八十平方メートルに学級の数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積

三 一の規定にかかわらず、既存施設のみで構成される認定こども園においては、屋外遊戯場の

面積は、次のイからハまでに掲げる認定子ども園の区分に応じ、当該イからハまでに定める基準を満たすこと。

イ 幼児連携型認定子ども園 一のイ又はロに規定する基準

ロ 幼稚園型認定子ども園 一のロに規定する基準

ハ 保育所型認定子ども園 一のイに規定する基準

四 幼児連携型認定子ども園、保育所型認定子ども園又は地方裁量型認定子ども園においては、屋外遊戯場を次に掲げる要件を満たす当該認定子ども園の付近にある適当な場所に代えることができる。

イ 子どもが当該認定子ども園との間を安全に移動できる場所であること。

ロ 子どもが安全に利用できる場所であること。

ハ 利用時間を日常的に確保できる場所であること。

ニ 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能なる場所であること。

ホ 一及び三の規定による屋外遊戯場の面積を満たす場所であること。

第六 教育及び保育の内容

一 教育及び保育の内容は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条の規定に基づき厚生労働大臣が定める保育所における保育内容に関する指針をいう。）に基づくとともに、子どもの一日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等認定子ども園に固有の事情に配慮したものであること。

二 教育及び保育の内容は、次に掲げる事項について規則で定めるものに適合すること。

イ 教育及び保育の基本及び目標

ロ 認定子ども園に固有の事情として配慮すべき内容

ハ 教育及び保育の計画並びに指導計画

ニ 教育及び保育に関する環境の構成

ホ 日々の教育及び保育の指導における留意点

ヘ 小学校教育との連携

第七 職員の資質等の向上

一 教育及び保育に従事する職員（イ及びニにおいて単に「職員」という。）については、次に掲げる事項に留意して、その資質の向上を図ること。

イ 職員は、自らの資質の向上に努めること。

ロ 日々の指導計画の作成、教材の準備、研修等に必要な時間を確保するため、規則で定めるところにより、運営において工夫を行うこと。

ハ 幼稚園教員免許状を有する職員及び保育士である職員の相互理解を図ること。

ニ 職員の資質の向上のための研修の計画を作成し、及び当該研修を実施すること。

二 認定子ども園の長については、認定子ども園の教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を一体的に發揮させる能力並びに地域の人材及び社会資源を活用する能力の向上を図ること。

第八 子育て支援事業

子育て支援事業については、規則で定めるところにより、次に掲げる事項に留意して実施すること。

イ 地域の実情に応じたものとする。

ロ 単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、保護者への支援を通じて保護者自身の子育ての能力の向上を支援すること。

ハ 保護者が利用しやすい体制を確保すること。

ニ 子育てを支援する団体等と連携し、地域の人材及び社会資源を活用すること。

第九 管理及び運営等

一 管理及び運営

認定子ども園の長は、すべての職員の協力を得ながら、当該認定子ども園の教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を一体的に管理し、及び運営すること。

二 保育時間等

イ 児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児に対する保育時間は、一日につき八時間を原則として、保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して定めること。

ロ 開園日数及び開園時間は、児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児に対する

保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等地域の実情に応じて定めること。

三 情報提供

保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、法第四条第一項各号に掲げる事項、教育保育概要その他規則で定める情報を提供すること。

四 入園者の選考

児童虐待の防止の観点から特別の支援を要する家庭、母子家庭等（母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第四項に規定する母子家庭等をいう。）又は経済的に困窮している家庭の子ども、障害のある子ども等特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、県及び市町との連携を図り、当該特別な配慮が必要な子どもの受入れに適切に配慮すること。

五 子どもの安全の確保等

イ 防災、防犯、感染症対策等子どもの安全の確保及び健康の保持増進を図る体制を整えること。

ロ 事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な補償の体制を整える

こと。

六 事業の評価

子どもの視点に立って、認定子ども園が提供する教育及び保育並びに子育て支援について自ら評価するとともに、外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表することにより、当該教育及び保育並びに子育て支援の質の向上を図ること。

香川県公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十二日

香川県条例第六十五号

香川県公告式条例の一部を改正する条例

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告式条例（昭和二十五年香川県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（県公報の発行）

第六条 県公報は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをいう。）により不特定多数の者が県公報に登載すべき事項の情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて規則で定めるものとする方法により発行するものとする。

2 前項に規定する方法による県公報の発行は、県公報に登載すべき事項を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその使用に係る電子計算機に県の使用に係る電子計算機から送信し得る状態となつた時に行われたものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、事故その他特別の事由により、同項に規定する方法により県公報を発行することができないとき、又は著しく困難であるときは、これに代えて書面をもつて県公報を発行することができる。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

香川県条例の用字及び用語の整備等に関する条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第六十六号

香川県条例の用字及び用語の整備等に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、この条例の施行の際現に公布されている条例（以下「既存条例」という。）の用字及び用語の整備並びに形式の変更に関し必要な事項を定めるものとする。

（用字及び用語の整備）

第二条 既存条例中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一	よう音として用いられている「や」、「ゆ」又は「よ」	それぞれ「や」、「ゆ」又は「よ」
二	促音として用いられている「っ」又は「ッ」	それぞれ「っ」又は「ッ」
三	動詞「行なう」の語幹「行な」	「行」
四	動詞「こえる」の語幹「こえ」	「超え」
五	動詞「基く」の語幹「基」	「基づ」
六	動詞「因る」の語幹「因」	「よ」
七	各号の一	各号のいずれか
八	「但し」又は「但書」	それぞれ「ただし」又は「ただし書」
九	外（直前に掲げるもの以外の意味で用いられている場合に限る。）	ほか

十 すみやかに	十一 または	十一 「に定か」又は「の定か」	十三 うえ
	又は	それぞれ「に定めか」又は「の定めか」	上

(形式の変更等)

第三条 既存条例の形式を左横書きに改正する。

2 既存条例中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条及び表(別表を含む。以下同じ。)の番号として用いられている漢数字	アラビア数字	アラビア数字	一 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている当該文字又は数字	アラビア数字	アラビア数字	一 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	アラビア数字	七 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	アラビア数字	七 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	アラビア数字	八 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	五十音順による片仮名	八 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	五十音順による片仮名	九 表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名	九 表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	アラビア数字又は数字	十一 漢数字(一の項及び二の項に定めるもの並びに次に掲げるものを除く。)	アラビア数字(漢数字を区切る語点は削り、三けたごとにコンマに)										
二 一の番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字	五十音順による片仮名	三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字(左右を括弧で囲んだ文字又は数字にあっては、これらの括弧を含む。以下同じ。)及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	アラビア数字	アラビア数字	四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名	五 号を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	アラビア数字	アラビア数字	五 号を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	アラビア数字	六 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	アラビア数字	六 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	アラビア数字	七 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字	アラビア数字	七 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	アラビア数字	八 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	五十音順による片仮名	八 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	五十音順による片仮名	九 表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名	九 表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	アラビア数字又は数字	十一 漢数字(一の項及び二の項に定めるもの並びに次に掲げるものを除く。)	アラビア数字(漢数字を区切る語点は削り、三けたごとにコンマに)

イ 固有名詞又は熟語の一部として用いられているもの よって区切るとともに、小数点を 数字の単位として用いられている万又は億であつて 表す中点はピリオドに改める。)	当該数字が万未満の端数を含まない場合における当該 万又は億
十二 左 (文面上の位置又は方向を示すために用いられて いるものに限る。)	次
十三 右 (文面上の位置又は方向を示すために用いられて いるものに限る。)	上記
十四 上欄	左欄
十五 下欄	右欄

(適用除外)

第四条 第二条並びに前条第二項の表三の項から十の項まで及び十一の項から十五の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

2 第二条、前条第二項及び前項の規定は、これらの規定によることが適當でないとして認められる部分で知事が別に定めるものについては、適用しない。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

平成十八年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第六十七号

香川県中心市街地における県税の特別措置条例の一部を改正する条例

香川県中心市街地における県税の特別措置条例(平成十一年香川県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(」

を「中心市街地の活性化に関する法律(」に、「第十七条第二項に規定する認定特定事業計画又は法

第二十一条第二項」を「第四十一条第二項」に、「認定中小小売商業高度化事業計画」を「認定特定

民間中心市街地活性化事業計画」に、「第四条第一項」を「第七条第二項」に、「中心市街地におけ

る市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第三十四条の地方税の不均一課税

に伴う措置が適用される場合等を定める省令」を「中心市街地の活性化に関する法律第四十八条の地

方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」に改める。

第二条中「第六条第六項」を「第九条第十項」に、「基本計画を作成し、」を「認定基本計画を」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十二日

香川県条例第六十八号

香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例

香川県青少年保護育成条例(昭和二十七年香川県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「刺激し」の下に「又は甚だしく粗暴性を助長する等」を加え、同項に次の一号を加える。

四 図書等の審査を行う団体で知事の指定を受けたものが、青少年に販売等をし、閲覧させ、又は視聴させることが不適当であると認めた図書等で当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの

第八条第三項中「前項の指定をしたときは、」を「第一項第四号の指定をしたときはその旨及び同号の当該団体が定める方法で、前項の規定による指定をしたときは」に改める。

第十八条第一項中「第八条第二項」を「第八条第一項第四号若しくは第二項」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年二月一日から施行する。

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十二日

香川県条例第六十九号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例(昭和二十七年香川県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一 第一表 手数料の部二百九の項を次のように改める。

二百九 主任介護支援専門員研修手数料	一件	二万七千円
--------------------	----	-------

別表第一 第二表 手数料の部二百八の六の項の次に次のように加える。

二百八の七 介護支援専門員証再交付手数料	一件	千百円
----------------------	----	-----

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第七十号

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

香川県事務処理の特例に関する条例（平成十一年香川県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十六の項中「療養病床」を「病床」に改める。

別表第二の十三の項中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令」を「臨床検査技師等に関する法律施行令」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年一月一日から施行する。ただし、別表第二の十三の項の改正規定は、公布の日から施行する。

香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第七十号

香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

香川県立病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年香川県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「香川県立津田病院」として、第一項の次に次の一項を加える。

2 香川県立白鳥病院に附属する施設として、香川県立白鳥病院附属津田診療所をさぬき市に設置する。

第五条の見出し中「作成」を「提出」に改め、同条第二項中「知事」を「管理者」に、「作成しなければ」を「知事に提出しなければ」に改め、同条第二項中「の各号」を削り、「作成する」を「提出する」に改め、同項第三号中「必要と認められる」を「管理者が必要と認める」に改め、同条を第九条とする。

第四条を第八条とし、第三条を第七条とする。

第二条中「地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）を「法」に改め、同条を第六条とし、第一条の次に次の四条を加える。

(法の適用)

第二条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第二条第三項の規定に基づき、病院事業に法の規定の全部を平成十九年四月一日から適用する。

(管理者)

第三条 病院事業の管理者（以下「管理者」という。）の職名は、病院事業管理者とする。

(組織)

第四条 法第十四条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、病院長を置く。

(使用料及び手数料)

第五条 県は、病院事業の用に供する施設の利用又は病院事業の事務で特定の者のためにするものについて、使用料又は手数料を徴収する。ただし、管理者が特別の事由があると認めるときは、減免することができる。

- 附 則
- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に附則第四項の規定による改正前の香川県使用料、手数料条例(昭和二十七年香川県条例第二号)(以下「改正前の条例」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で、施行日以後において改正後の香川県立病院事業の設置等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)(第三条に規定する管理者(以下単に「管理者」という。))の権限に属することとなるものについては、改正後の条例の規定により管理者がした処分その他の行為とみなす。
 - 3 施行日前に改正前の条例の規定により徴収すべき使用料又は手数料で、施行日以後において管理者の権限に属することとなるものについては、改正後の条例の規定により徴収すべき使用料又は手数料とみなす。

香川県立白鳥病院 内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形 一五〇床	香川県立白鳥病院 外科、心臓血管外科、眼科、リハビリテーション科、放射線 科、麻酔科	香川県立白鳥病院 内科、整形外科、リハビリテーション科	附属津田診療所
---	--	--------------------------------	---------

- 別表香川県立津田病院の項を削り、同表香川県立白鳥病院の項を次のように改める。
- 以下の過料に処する。
- 額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)
- 第十一条 詐欺その他不正の行為により使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)
- (罰則)
- 第十条 この条例に定めるもののほか、病院事業の管理に関し必要な事項は、管理規程で定める。
- (委任)

- 本則に次の二条を加える。
- この限りでない。
- 5 既納の使用料及び手数料は、還付しない。ただし、管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。
 - 4 手数料の金額は、健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定め又は近隣の病院の状況等を考慮して管理者が定める額とする。
 - 3 香川県立中央病院駐車場の使用料の金額は、一台につき二十五分当たり、百円を超えない範囲で規定による厚生労働大臣が定める基準又は近隣の病院の状況等を考慮して管理者が定める額とする。
 - 2 使用料(次項に規定する使用料を除く。)の金額は、健康保険法(天正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定め及び同法第八十五条第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第二十条第一項に規定する医療に要する費用の額の算定に関する基準及び同法第三十一条の二第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準並びに介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第四項及び第五十三条第二項の規定による厚生労働大臣が定める基準又は近隣の病院の状況等を考慮して管理者が定める額とする。

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

4 香川県使用料、手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第一 第一表 使用料の部 一 公の施設の使用中22の項を削り、23の項を22の項とし、24の項から40の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第一 第二表 手数料の部二百九十二の項を次のように改める。

二百九十二 削除		
----------	--	--

別表第二の八の二の項中「介護保険法」の下に「(平成九年法律第百二十三号)」を加える。

香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十日

香川県知事 真鍋 武 紀

香川県条例第七十二号

香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例の一部を改正する条例

香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例(平成十七年香川県条例第五十二号)の一部を

次のように改正する。

第十四条第三項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成十八年十二月二十二日印刷発行

印刷発行所
香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています